



友の会ニュース

2006年11月20日発行

第78号

発行所

神奈川県東部建設協同組合

〒216-0011川崎市宮前区犬藏1-4-14

TEL044-976-1151

FAX044-976-0557

フリーダイヤル0120-633-306

定価10円

発行人 白田 武美

編集人 伊藤 実



建主様が仕上た内壁（珪藻土使用）

先日、宮前区神木本町にある丁邸が完成し、建主様のご好意で十月十四・十五日に住宅を公開いたしました。

等覚院の裏山に隣接し南傾で眺望の良い場所に建設した丁邸はRC木造組み合わせ住宅。自然素材（床板はムクの杉板、天井も杉材）を多く使い住む人と環境にやさしい住宅となり、見学の方からも感嘆の声が聞かれました。

今回は、建主様ご夫妻が自ら内装工事に参加し、壁・天井等を珪藻土で仕上げを施工しました。自分達で施工する事は、住まいへの想いが深まり、一生の思い出になつたことでしょう。

このように自ら施工に参加したいといふお客様が増えています。職人はアドバイザーとして応援いたします。

ドバイザーとして応援いたします。

世界中で大きな地震が続き、自分の家の耐震に不安を抱えている方も多いのではないか。耐震改修工事促進を図るため、平成十八年度に税制改正が行われ、以下のような条件を満たして、耐震改修をしますと固定資産税が減額されることになりました。

耐震改修をすると固定資産税が減額されます

世界中で大きな地震が続き、自分の家の耐震に不安を抱えている方も多いのではないか。

耐震改修工事促進を図るため、平成十八年度に税制改正が行われ、以下のような条件を満たして、耐震改修をしますと固定資産税が減額されることになりました。

●減額の対象となる住宅は？

昭和五七年度一月一日以前からある住宅で、平成十八年度一月一日から平成二七年十二月三十一日までに、現行の耐震基準に適合させるため改修工事をした住宅。

●減額される期間・金額は？

耐震改修工事期間によりその翌年度分から一定期間、当該住宅百二十平方メートルまでの床面積相当部分にかかる固定資産税を二分の一に減額します。

●減額を受けられる住宅の要件は？

※住宅部分の割合が当該住宅の二分の一以上である事。

※耐震改修費用が、一戸あたり三十万円以上であること

※耐震改修後三ヶ月以内に申告すること

その他にも、所得税の減額を受けられる自治体もあるようですし、耐震診断、耐震改修工事にも補助を受けられる自治体が増えましたので、是非ともこの際に、お住まいの自治体にお問い合わせの上、制度を最大限に利活用して安心して住まえる家に改修しましょう。

丁邸堂々完成で大好評

